

流出油に対する作業手順

保存板

1、流出油の回収

オイルフェンス等で拡散防止を行い、オイル吸着マット等で油の回収を行う。

2、【エコデクリーン】での残油処理

河川、海、土壌、道路等の使用箇所では希釈倍率が変わります。

B・C重油は寒い時は固形化します。一度固まった油はこれで溶解させることはできません。

(1) 河川、海での作業手順

油回収後、【エコデクリーン】の原液を30～50倍に希釈する。

流出箇所に広範囲に散布する。

(大型噴霧器や高圧洗浄機を使用すると効果的です。)

油紋、油膜が消えれば完了です。

油紋、油膜が残っている場合は2～3回散布作業を繰り返してください。

(2) 土壌の場合

回収できず残った油の、2～3倍の量の希釈液(20倍～30倍希釈)を作る。

これを流出箇所に広範囲に散布後、土壌を掘り返し希釈液と土をよく混ぜ合わせる。その後倍以上の水を撒布する。この散水量は多いほど良い。

上記作業を事故当日は、1～2時間毎に2～3回実施し、以後1日1回、これを3～4日繰り返す。

(3) コンクリート、アスファルト上での作業

回収できなかった残油の2～3倍の量の希釈液(20～30倍希釈)を準備する。

流出箇所に散布しブラシ等でこすり洗いする。その後、大量の水でよく洗い流す。

油紋、油膜が残っている場合は、上記作業を2～3回繰り返してください。

また、高圧洗浄機の作業では、30倍～50倍希釈で行ってください。

【使用上の注意】

- ・必ず、水で希釈してから使用する。使用する水は、軟水、硬水、海水、汚水いずれもOKです。
- ・対象は鉱物油ですが、水溶性切削油など対応できないものがあります。
- ・流出した場合は、対処方法について流出した河川・湖沼・道路等の管理者の判断・了解が必要となります。個人の判断での使用は罰則の対象となることがありますので注意が必要です。
- ・【エコデクリーン】を廃棄する場合は100倍以上に薄めて排出してください(MSDS参照)。

【参考】

河川、湖沼、田畑での流出油処理に「中和剤」を使用することは地方条例等で禁止されている場合があります。

【エコデクリーン】は中和剤ではありませんが、その管理者・関係者の了解を得た上で使用ください。地方条例等については、各自治体窓口や消防署にお問合せください。

従来の中和剤は

- ほとんどが石油生成品(石油独特の臭い)
- 乳化(エマルジョン)という現象でなじませるだけ
- 白濁現象を引き起こす
- アスファルト舗装をぼろぼろにする
- 再凝集するから、河川へ流せない

二次汚染を引き起こし環境に悪い